令　和　元　年

西条市議会第３回１２月定例会提出議案書

（その８）

西　　条　　市

目　　次

議案第　９６　号　職員懲戒審査委員会委員の任命について　　・・・・　１
議案第　９７　号　職員懲戒審査委員会委員の任命について　　・・・・　５
議案第　９８　号　職員懲戒審査委員会委員の任命について　　・・・・　９
議案第　９９　号　職員懲戒審査委員会委員の任命について　　・・・・１３
議案第１００号　職員懲戒審査委員会委員の任命について　　・・・・１７

議案第９６号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和元年１２月２４日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

1　住所

西条市大町

2　氏名

髙　田　正　敏

提案理由

　委員　髙田　正敏氏の任期が令和２年１月２４日をもって満了するので、地方自治法施行規程（昭和２２年政令第１９号）第１６条第３項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

　地方自治法施行規程

　（職員懲戒審査委員会）

第１６条　市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

２　市又は特別区の懲戒審査委員会は、委員５人をもって組織する。

３　委員は、市又は特別区の職員のうちから２人及び学識経験を有する者のうちから３人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て命ずる。委員長は、委員が互選する。

４～７　（略）

　西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成１６年西条市規則第２３号）

　（任期）

第７条　委員の任期は、３年とする。ただし、第３条第４項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　（略）

議案第９７号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和元年１２月２４日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

1　住所

西条市小松町新屋敷

2　氏名

岡　田　恵理子

提案理由

　委員　佐伯　由貴惠氏の任期が令和２年１月２４日をもって満了するので、地方自治法施行規程（昭和２２年政令第１９号）第１６条第３項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

　地方自治法施行規程

　（職員懲戒審査委員会）

第１６条　市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

２　市又は特別区の懲戒審査委員会は、委員５人をもって組織する。

３　委員は、市又は特別区の職員のうちから２人及び学識経験を有する者のうちから３人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て命ずる。委員長は、委員が互選する。

４～７　（略）

　西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成１６年西条市規則第２３号）

　（任期）

第７条　委員の任期は、３年とする。ただし、第３条第４項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　（略）

議案第９８号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和元年１２月２４日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

1　住所

西条市禎瑞

2　氏名

安　藤　雅　康

提案理由

　委員　小池　新三郎氏の任期が令和２年１月２４日をもって満了するので、地方自治法施行規程（昭和２２年政令第１９号）第１６条第３項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

　地方自治法施行規程

　（職員懲戒審査委員会）

第１６条　市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

２　市又は特別区の懲戒審査委員会は、委員５人をもって組織する。

３　委員は、市又は特別区の職員のうちから２人及び学識経験を有する者のうちから３人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て命ずる。委員長は、委員が互選する。

４～７　（略）

　西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成１６年西条市規則第２３号）

　（任期）

第７条　委員の任期は、３年とする。ただし、第３条第４項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　（略）

議案第９９号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和元年１２月２４日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

1　住所

西条市下島山甲

2　氏名

難波江　明　広

提案理由

本市職員の委員　北須賀　仁志氏の任期が令和２年１月２４日をもって満了するので、地方自治法施行規程（昭和２２年政令第１９号）第１６条第３項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

地方自治法施行規程

（職員懲戒審査委員会）

第１６条　市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

２　市又は特別区の懲戒審査委員会は、委員５人をもって組織する。

３　委員は、市又は特別区の職員のうちから２人及び学識経験を有する者のうちから３人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て命ずる。委員長は、委員が互選する。

４～７　（略）

西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成１６年西条市規則第２３号）

（任期）

第７条　委員の任期は、３年とする。ただし、第３条第４項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　（略）

議案第１００号

職員懲戒審査委員会委員の任命について

職員懲戒審査委員会委員を次のとおり任命することについて議会の同意を求める。

令和元年１２月２４日提出

西条市長　　玉　井　敏　久

1　住所

西条市中野甲

2　氏名

明　比　卓　志

提案理由

本市職員の委員　明比　卓志氏の任期が令和２年１月２４日をもって満了するので、地方自治法施行規程（昭和２２年政令第１９号）第１６条第３項の規定に基づき、議会の同意を得て新たに任命しようとするものである。

関係法令

地方自治法施行規程

（職員懲戒審査委員会）

第１６条　市町村及び特別区に職員懲戒審査委員会を置く。

２　市又は特別区の懲戒審査委員会は、委員５人をもって組織する。

３　委員は、市又は特別区の職員のうちから２人及び学識経験を有する者のうちから３人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て命ずる。委員長は、委員が互選する。

４～７　（略）

西条市職員懲戒審査委員会に関する規則（平成１６年西条市規則第２３号）

（任期）

第７条　委員の任期は、３年とする。ただし、第３条第４項の規定により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　（略）